

後見制度支援信託の仕組みに沿った信託商品を提供している金融機関一覧 (H30.4.2現在)

【信託銀行等】

信託銀行等名		三井住友信託銀行	みずほ信託銀行	三菱UFJ信託銀行	りそな銀行
ウェブサイト		http://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/guardianship/	https://www.mizuho-tb.co.jp/souzoku/kouken_seido.html?rt_bn=tb_top_main_pull2bottom	http://www.tr.mufg.jp/shisan/koukenseidoshien_01.html	http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/
連絡先		最寄りの本支店 (http://www.smtb.jp/personal/branch/index.html)	ご相談ダイヤル (電話 0120-087-555) 最寄りの営業部店 (ウェブサイト https://shop.www.mizuho-tb.co.jp/b/mizuho_tb/)	後見制度支援信託専用ダイヤル (電話) 0570-005-306	りそな後見制度支援信託コールデスク (電話) 03-6704-3385
契約受付		全ての本支店 (郵送手続については、個別に契約予定店と相談)	原則、専門部署での郵送手続	郵送のみ	①店頭 ②メールオーダー ③信託契約代理店
最低受託額		1,000万円以上1円単位	1円以上1円単位	1,000万円	5,000円以上1円単位
信託報酬	管理報酬	無料	①契約時 原則無料。 ただし、当初信託金が1,000万円未満となる場合は、32,400円 (税込) ②契約中 無料	無料	①契約時 (追加信託は除く) : 162,000円 (税込) ②契約中 : 月額3,240円 (税込) (年1回払い)
	運用報酬	信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額	運用報酬は、指定金銭信託 (一般口) の運用収益からお客さまへの収益金の額 (予定配当率と信託金の元本により計算される額) 等を差し引いた金額となります。	信託金を運用した収益から、予定配当額 (予定配当率と信託金の元本により計算される額) 等を差し引いた金額	運用収益から配当額等を差し引いた金額
予定配当率		5年以上 : 税引前年0.015% (税引後0.011%) 2年以上 : 税引前年0.010% (税引後0.007%)	5年以上 : 税引前年0.015% (税引後0.011%)	税引前年0.015% (税引後0.011%)	5年以上 : 税引前年0.010% (税引後0.007%)
解約手数料		①指示書に基づく一時金交付においては無料 ②特約において解約手数料不要と規定されていない事由による解約の場合には、千円につき1円の手数料がかかるが、収益金の累計額を超えることはない。	①指示書に基づく一時金交付においては無料 ②特約で解約手数料不要と定めている場合を除いて、千円につき1円の解約手数料がかかる。ただし、解約手数料は、信託契約日から解約の申出日の前日までに生じた税引後の収益金の額が限度となる。	全部解約、一時金交付等の際にかかるが、収益金の累計額を超えることはない。	一時金交付の際、契約後5年未満で信託が終了する場合、信託契約日から契約終了の前日までに生じた税引後の収益を限度とし、解約手数料がかかる。
振込手数料		①定期金交付における送金は無料 ②全部解約及び一時金交付後の他行及び他店への振込みの際にかかる。	①定期金交付における送金は無料 ②全部解約及び一時金交付後の他行への振込みの際には信託財産から受領する (みずほ信託銀行又はみずほ銀行への振込みの場合は無料)。	①定期金交付における送金は無料 ②全部解約、一時金交付等の後の他行への振込みの際にかかる。	①定期金交付における送金は無料 ②全部解約及び一時金交付後の他行 (グループ以外) への振込みの際には信託財産から受領する。
信託契約代理店	取扱店舗		みずほ銀行の本支店・出張所	常陽銀行 ハローセンター【後見制度支援信託相談窓口】 (電話) 0120-380-057	埼玉りそな銀行の本支店 近畿大阪銀行の本支店・出張所
	代理店業務の内容		①パンフレットの交付及び商品概要説明 ②顧客からの問合せ・申込手続に関しては、みずほ信託銀行へ取次ぎ (みずほ信託銀行が対応)	①パンフレットの交付及び商品概要説明 ②三菱UFJ信託銀行への顧客情報連携 (契約等の事務手続は、三菱UFJ信託銀行が対応)	①パンフレットの交付及び商品概要説明 ②りそな銀行への信託契約の媒介や諸届等の取次ぎ

※商品の詳細については、各信託銀行等に直接お問い合わせください。

【地方銀行】

信託銀行等名		千葉銀行	中国銀行		
ウェブサイト		http://www.chibabank.co.jp/	http://www.chugin.co.jp/		
連絡先		信託コンサルティング部 後見制度支援信託担当 （電話）043-301-9269	営業統括部 信託業務担当 （電話）086-234-6614		
契約受付		本部受付 （上記連絡先にて事前予約が必要）	信託業務取扱店16か店 （取扱店は上記連絡先にてご確認ください。）		
最低受託額		1円以上1円単位	1円以上1円単位		
信託報酬	管理報酬	①契約時（追加信託は除く）：162,000円（税込） ②契約中：月額3,240円（税込）（毎月払い） （報酬引落口座として、千葉銀行の国内本支店の普通預金口座を指定する。）	無料		
	運用報酬	信託金を運用して得た収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算した配当金総額等を差し引いた金額	総収益額と予定配当額の合計額が同額となるように決定された信託報酬率に信託金の元本金額を乗じて得られる金額を信託財産より収受します。		
予定配当率		税引前年0.01%（税引後0.0079685%）	税引前年0.005%（税引後0.00398425%）		
解約手数料		無料	無料		
振込手数料		無料 （振込先として、千葉銀行国内本支店の預金口座を指定する。）	無料 （振込先として、中国銀行国内本支店の預金口座を指定する。）		
信託契約代理店	取扱店舗				
	代理店業務の内容				

※商品の詳細については、各信託銀行等に直接お問い合わせください。